

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の実施(七件)……(同)……一
- 公共測量の終了……(同)……二
- 建築基準法による意見の聴取……(都市整備局市街地建築部調整課)……二
- 建築基準法による道路位置の指定……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……四
- 保安林の指定解除予定……(産業労働局農林水産部森林課)……五
- 肥料登録有効期間の更新……(産業労働局農林水産部畜保健衛生所)……五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……六
- 土地区画整理審議会委員選挙の当選人……(都市整備局市街地整備部管理課)……七

## 告示

### ●東京都告示第千四十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(地理識別子整備業務)
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月五日から同年十一月十日まで

### ●東京都告示第千四十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区滝野川七丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月七日から平成二十七年二月二十七日まで

### ●東京都告示第千四十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市下保谷四丁目、ひばりが丘一丁目、谷戸町三丁目及び住吉町三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月一日から同年十月三十一日まで

### ●東京都告示第千五十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区浮間四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月十日から同年八月十日まで

### ●東京都告示第千五十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月十四日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第千五百十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市西町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月七日から同年八月二十九日まで

●東京都告示第千五百十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都

第二区画整理事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都第二区画整理事務所
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)
- 三 測量の区域 足立区花畑一丁目、花畑二丁目、花畑六丁目、花畑七丁目及び南花畑五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月十四日から同年十二月十五日まで

●東京都告示第千五百十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 調布市佐須町一丁目、佐須町二丁目、深大寺元町二丁目、深大寺元町五丁目、深大寺南町一丁目、深大寺南町四丁目、深大寺南町五丁目、深大寺東町一丁目、深大寺東町五丁目及び深大寺北町二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月十五日から同年十一月二十八日まで

●東京都告示第千五百十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 江戸川区谷河内二丁目、南篠崎町四丁目及び篠崎町六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十五年九月二日から平成二十六年三月三十一日まで

●東京都告示第千五百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第六項ただし書及び第九項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

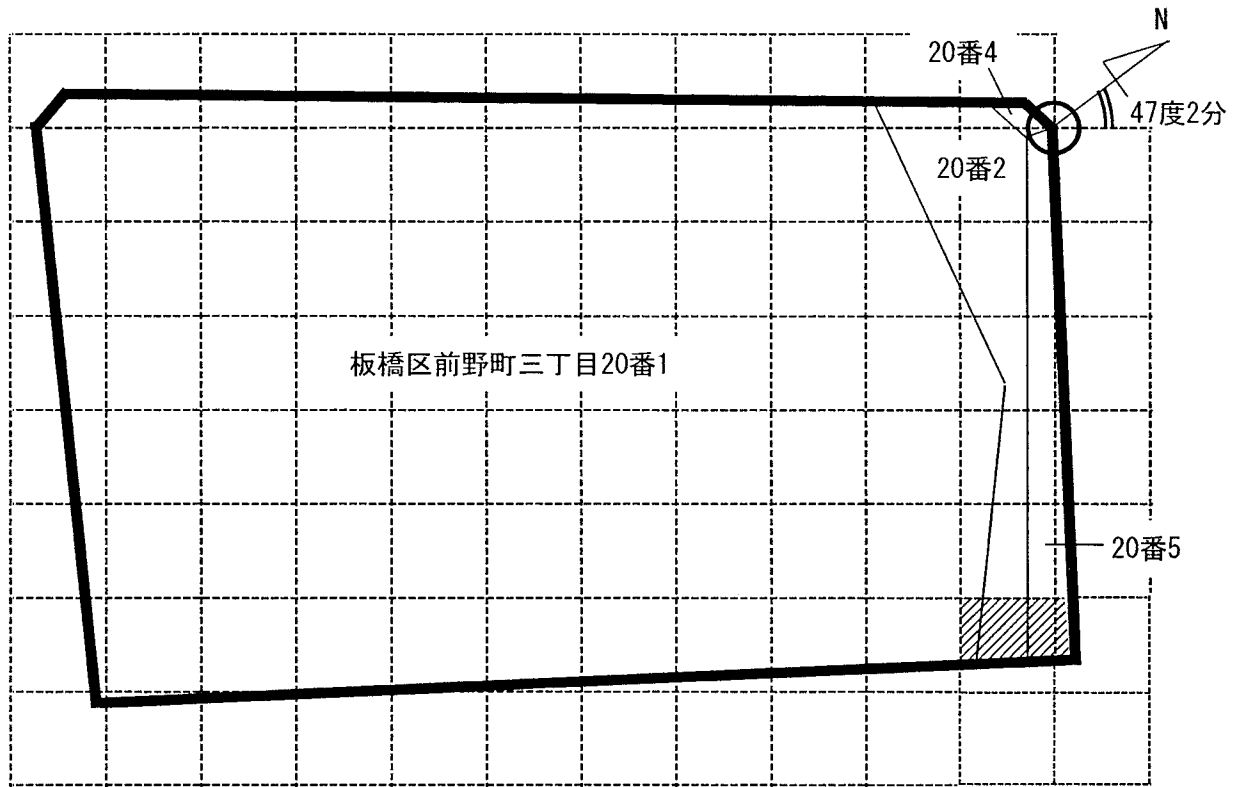
- 一 公聴会を行う日時 平成二十六年七月三十一日(木曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇九会

<p>(一)</p> <p>公聴会を行う理由  次の建築許可をするため</p> <p>建築主住 所氏名 千代田区平河町二丁目六番三号 公益財団法人都道府県会館</p> <p>建築敷地 千代田区平河町二丁目四番六ほか</p> <p>地域地区 第二種住居地域、商業地域、防火地域及び 特定街区</p> <p>工事種別 及び用途 改修 事務所、診療所、物品販売店舗、物販以外の店舗、飲食店、郵便局、自動車車庫ほか</p> <p>敷地面積 約五、六八二平方メートル</p> <p>建築面積 約二、六四七平方メートル</p> <p>延べ面積 約四二、三一五平方メートル</p> <p>構造及び階数 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造</p> <p>高さ 地上十五階地下四階 七七・一〇メートル</p> <p>適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書</p> <p>建築主住 所氏名 中央区銀座六丁目十二番一号 銀座六丁目十地区市街地再開発組合</p> <p>建築敷地 中央区銀座六丁目一番地一ほか</p> <p>地域地区 商業地域、防火地域、機能更新型高度利用地区、都市再生特別地区及び銀座地区地区等</p>	<p>議室 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係（東京都庁第二本庁舎三階） 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三（五三八八）三三三四</p>
---	--

<p>計画 申請の概要</p> <p>工事種別 及び用途 新築 事務所、物販店舗、飲食店、自動車車庫ほか</p> <p>敷地面積 約九、〇七八平方メートル</p> <p>建築面積 約八、九二二平方メートル</p> <p>延べ面積 約一四八、〇五九平方メートル</p> <p>構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造</p> <p>高さ 地上十三階地下六階 六六・二七メートル</p> <p>適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書</p> <p>●東京都告示第五十七号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。 平成二十六年七月二十三日 東京都多摩建築指導事務所長 金子博</p> <p>指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）</p> <p>法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成二十六年六月二十三日 西多摩郡日の出町大字大久野字新井二千五百五十番一 延長 幅員 一五・八九 四・五〇</p>	<p>申請の概要</p> <p>申請の概要</p>
--	---------------------------

<p>●東京都告示第五十八号 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 平成二十六年七月二十三日 東京都知事 舛添要一</p> <p>一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区前野町三丁目地内）</p> <p>二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物</p>	<p>の一部、同番 一 地先及び同番十三</p> <p>同右 平成二十六年六月二十五日 青梅市千ヶ瀬町二丁目二百番一の一部及び同番一 延長 幅員 二七・五三 四・〇〇</p> <p>同右 平成二十六年七月一日 昭島市緑町三丁目二千五百四番九の一部 延長 幅員 七・七四 四・〇五</p>
---	---

別 図




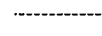
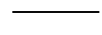
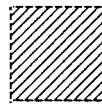
【支点】

支点は、板橋区前野町三丁目20番4の最北端とする。

【格子の回転角度】 47度2分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  敷地境界線
-  単位区画境界線
-  筆境界線
-  形質変更時要届出区域

●東京都告示第千五十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第八百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十三日

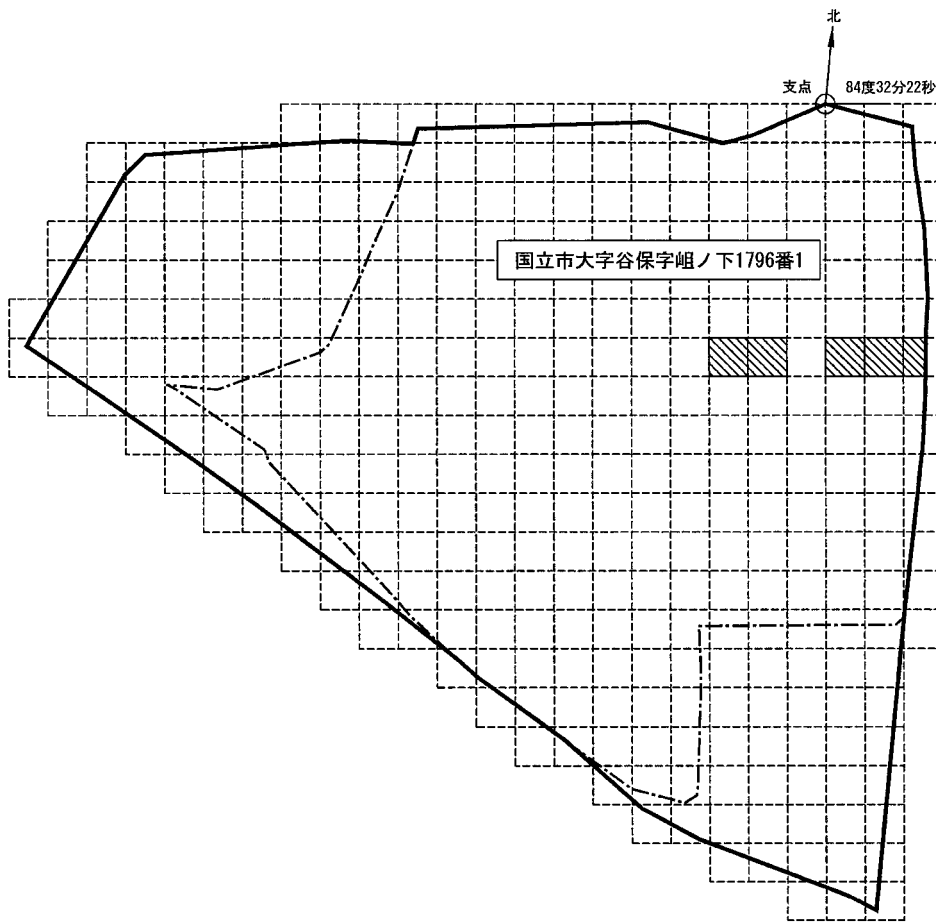
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（国立市大字谷保字唄ノ下地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点>  
 支点は、敷地境界（国立市大字谷保字岨ノ下1796番1）の最北端とする。

<格子の回転角度> 84度32分22秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>  
 — 敷地境界  
 - - - 筆境界  
 ····· 単位区画  
 ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字数馬七〇九九番一・七一四六番一  
 （以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 舩 添 要 一

公 告

登録番号	有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
東京都第六八九号	平成三十二年六月十四日	蒸製骨粉	二一・〇蒸製粉末	窒素全量 三・五 りん酸全量 二一・〇	公定規格のとおり	大東肥料株式会社 江東区亀戸六丁目四十九番十二号
東京都第九〇八号	平成三十二年七月三十一日	消石灰	六五・〇消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	奥多摩工業株式会社 立川市曙町一丁目十八番二号
東京都第九二二号	平成三十二年六月十四日	消石灰	七〇粒状消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	奥多摩工業株式会社 立川市曙町一丁目十八番二号

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十三日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人シェアリングアライフ
- 三 代表者の氏名  
掛端 光、島田 和典

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区目黒二丁目十一番十二一五〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、社会貢献活動を行う個人・団体との協力・支援に関する事業を行い、社会貢献の輪を広げ、住みよい社会の構築を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Hello World

三 代表者の氏名

沼田 利和

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区高田三丁目十七番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、自らが企画、運営するウェブメディア及び社会貢献プラットフォームを通じて社会貢献活動を行う組織、個人の存在や活動を広く認知させると共に、社会貢献活動を行う既存の組織、個人に対して、また新たに社会貢献活動を始める組織、個人に対して業務支援ならびに資金支援を行うことで、社会貢献活動の一層の普及と促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カラフル・コネクターズ

三 代表者の氏名

V A U G H N C L O Y D L E R O Y (ボーン クロイド リロイ)

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区石原三丁目三十番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く障害者を対象として、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスをはじめとした就労支援・生活支援に関する事業を行い、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することで、障害者個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援し、社会参画の実現に寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人南アジア文化遺産センター
- 三 代表者の氏名  
近藤 英夫
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都府中市分梅町一丁目十六番地の九 ライズ分梅
- 五〇二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、南アジア諸国（アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルデイブの各国）における文化・歴史及び文化遺産の研究に係る機関・団体・個人と協力・交流関係を構築し、南アジア諸国における文化・歴史研究および文化遺産の保護・保全と活用を支援することで、各国における学術、文化の振興を図るとともに、南アジア諸国の文化・歴史を広く日本市民に普及することを通じて日本と南アジア諸国との相互理解と協力関係の深化に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ゆいまーる
- 三 代表者の氏名

丸山 亮子

- 四 主たる事務所の所在地  
東京都国立市谷保六千七百九十二番地の二
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業などを通じて、障害を持つ子どもたちの安心していられる居場所づくりを提供し、自立に向けた成長を支援すると共に、一般の子どもたちも含め、充実した余暇活動を提供することにより、健全な育成環境を享受できるノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
- 土地区画整理審議会委員選挙の当選人について  
土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三十五条第四項の規定により、東京都市計画事業有明北土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、同条第五項の規定により公告する。  
平成二十六年七月二十三日
- 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 宅地の所有者から選挙される委員の当選人  
氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地  
江東区 江東区東陽四丁目十一番二十八号  
セイホク株式会社 文京区本郷一丁目二十五番五号  
江戸川木材工業 江東区新木場一丁目三番十六号  
株式会社アベキ 同 区有明三丁目七番二十六号  
ヤピタル 明フロンティアビルA棟四階 有明興業株式会社 同 区若洲二丁目八番二十五号

社

- 東京都 新宿区西新宿二丁目八番一号
- ヤマト運輸株式会社 中央区銀座二丁目十六番十号
- 独立行政法人都市再生機構 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十五番地一
- 二 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人  
氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地  
東洋熱工業株式会社 中央区京橋二丁目五番十二号

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002